

日本高血圧学会・減塩委員会による「減塩食品の紹介および申請・審査」について

1. 減塩食品紹介の目的

日本高血圧学会（以下、JSH）は、減塩運動の一環として、減塩食品の正しい知識の普及・啓発を行い、適切なる減塩食品の積極的情報公開（「JSH 減塩食品リスト」）により、加工食品メーカーでの減塩化の加速と食事全体の減塩化が進展することを通じて、国民の食生活環境が改善するよう支援する。

2. 減塩食品の紹介方法

JSH 減塩委員会のホームページにおいて、減塩食品に関する正しい知識と共に、別途定める掲載基準（「JSH 減塩食品リスト掲載基準」）を満たした減塩食品をリスト化したもの（「JSH 減塩食品リスト」）で、主な製品内容と該当ホームページ（URL）等を紹介する。

【A 分類】官能品質が対照品（通常品※）と同等レベルにある美味しい減塩食品

【B 分類】官能品質が対照品（通常品）と比べても美味しい減塩食品

尚、A 分類・B 分類の区分は優劣をつけるものではない。

※通常品の定義は「JSH 減塩食品リスト掲載基準」（注4）を参照ください。

3. JSH 減塩食品リストへの申請資格

日本人の食環境における減塩化の必然性に賛同し、日本国法令並びに関連法規を遵守して減塩食品を製造・販売する企業・団体。

4. JSH 減塩食品リストへ掲載可能な製品

日本国法令並びに食品衛生法・食品表示法などの関連法規を遵守した日本国内で販売する食品であって、「JSH 減塩食品リスト掲載基準」を満たす製品。

5. 申請方法

① 申請書類 : 別紙参照（JSH 減塩委員会ホームページからのダウンロード※）

※JSH 減塩食品リスト申請書（表紙）＜エクセルファイル＞

※JSH 減塩食品リスト申請書（会社名）西暦年月日－書式＜エクセルファイル＞

② 申請区分 : 新規申請（A 分類・B 分類）、修正申請

（注1）第5回募集（2016年2月よりB 分類の募集は行っていない）

（注2）修正申請について：修正申請とはJSH 減塩食品リストに掲載された当該募集期間の直前までに掲載されている内容・記述からの変更であり、個別製品の申請シートには修正部分も含めて全容がわかるように記述されていなければならない。

③ 申請方法 : ・受付期間内に該当する申請書類（電子ファイル出力捺印資料2部と電子ファイル）をJSH 減塩食品リスト事務局宛に送付のこと。

・申請した減塩品と対照品（通常品）は、別途指定する期日・場所に製品2セットを送付すること。（期日・場所はホームページに掲出する）

④ 申請受付 : 年2回（原則として2月、8月）

・申請受付期間外は申請内容に変更等があっても原則として申請を受理しない。

- ・掲載後に申請内容を修正した減塩食品は次期申請受付期間において修正申請を提出しなくてはならない。(修正申請を怠った場合はリストより削除する場合がある)

- ⑤ 申請者 : 電子メールによる申請は企業責任者(申請書に記述した責任者)からの応募に限定する。
(担当者からの応募は受理しない)
- ⑥ 留意事項(減塩非表示品の申請) : 現行品からの全面切り替え等により減塩表示が困難になった場合、あるいは当該製品の属する市場において市場の過半数を占める製品群よりも明らかに減塩であり、「JSH減塩食品リスト掲載基準」を満たす場合においては、その事実を証明できる資料を、所定の資料に加えて提出しなくてはならない。

6. 審査結果

① 審査方法

【A分類】書類審査と官能評価※

【B分類】書類審査

※A分類の官能評価は減塩品と対照品(日本食品標準成分表対比の場合は通常品)の同等性を評価する。尚、評価結果は外部発表等を行う場合がある。またB分類は原則として官能評価は実施しないが、内容確認のための評価を行うことがある。尚、第5回募集(2016年2月)よりB分類の募集は行っていない。

② 審査時期・結果通知時期(目安)

- ・2月申請→2-3月(書類審査・官能審査)→3-4月審査結果通知→4-5月リスト更新
- ・8月申請→8-9月(書類審査・官能審査)→9-10月審査結果通知→9-10月リスト更新

③ 審査結果通知について

- ・審査結果は申請書に記述した申請責任者の電子メールアドレスに掲載可否を通知する。
- ・審査結果の詳細内容は開示しない。「掲載不可」の判定結果の場合にあつては「JSH減塩食品リスト掲載基準不適合」、「申請書類への記載不適合」等に分類される。

④ 審査結果への問い合わせ

原則として受理しない。また当該期における再申請は受理しない。

以上